

すみだフィルムコミッション支援依頼書

一般社団法人墨田区観光協会
すみだフィルムコミッション 行

すみだフィルムコミッション
E-mail : fc@visit-sumida.jp

支援にあたっては、以下、墨田区PRへのご協力を条件としております。

- 1.支援作品のエンドクレジットやテロップへの協力表示（必須）
※①墨田区 ②すみだフィルムコミッション の記載をお願い致します。（字体は問いません）
- 2.作品情報の観光PR利用（必須）
- 3.撮影風景の写真・撮影状況・放映予定日・出演者情報などを提供して頂くこと（必須）
※撮影後、1週間以内に撮影現場の写真の提供をお願いします（出演者が映っていない可）
※墨田区・墨田区観光協会が運営するホームページ、広報紙などでの広報に利用する場合があります

以上の条件にご同意いただけましたら、下記項目をご記入いただき、ご署名の上、送付頂きますようお願いいたします。
※公圖等の占有許可申請に関しては、許可証発行までに通常10営業日ほどの日程を必要とします

区のPRに利用できる素材を提供して頂ける等、特に墨田区のPRになると判断できる撮影案件につきましては、より積極的な支援を行います。

■太枠内の各項目に記入／押印の上、ご提出ください。

依頼者	会社名/団体名				
	担当者名				
	代表者名			代表者役職名	
	所在地	(〒 -)			
	TEL			FAX	
制作作品・番組名					
放送局名/配給会社名					
公開/放送予定日					
現場責任者連絡先	氏 名		携帯電話	※緊急時に必ず連絡が取れる番号を記入	
(携帯電話番号必須)	TEL				
緊急連絡先	氏 名		携帯電話	※緊急時に必ず連絡が取れる番号を記入	
(携帯電話番号必須)	TEL				
撮影保険加入 ※別紙 注意事項を確認願います	種類				
	会社名				
	※撮影中の事故については、撮影者（上記、依頼者）が全責任を負うものとします				
地域PR（2次利用） について ※墨田区・墨田区観光協会が墨田区の広報活動に活用するものです	すみだフィルムコミッションによる撮影の様子の撮影（出演者が映りこまないものに限る）	可能 ・ 不可能			
	作品のスチール写真・映像等の提供	可能 ・ 不可能			
	プレス用素材、作品ポスター、パンフレット等の提供	可能 ・ 不可能			
	PRが可能となる時期	作品公開前（ 年 月 日～） ・ 作品公開後 ・ 不可能			
私は上記及びその他提出書類の記載内容に相違がないことを確認し、別紙注意事項に同意し、署名します。					
代表者	令和 年 月 日				
	(会社/団体名)				
	(氏名)				
	印 ※直筆署名または押印				

依頼者は、すみだフィルムコミッション（以下「当団体」）にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1.依頼者の一般的義務

- ・依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動(以下「撮影等」)を実施するものとします。
- ・依頼者は、撮影等において、法令等を遵守するものとします。当団体は、依頼者が法令遵守をしていないと判断した場合に、ロケ支援を中止することがあります。
- ・依頼者は、当団体の求めにより、当団体がロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、当団体は、ロケ支援を実行しないことがあります。
- ・依頼者は、当団体との連絡にあたる担当者を明確にし、変更があった場合には直ちに通知するものとします。

2.事故等の防止

- ・依頼者は、事故を防止するための最善の注意をし、必要な措置を取るものとします。
- ・依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- ・撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと施設側が判断したときは、依頼者は、当団体の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- ・撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、当団体に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

3.保険

- ・依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- ・依頼者は、当団体が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者(以下「参加者等」)を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。
- ・依頼者は、当団体の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を当団体に提出するものとします。

4.地域住民の合意形成、現地における調整等

- ・依頼者は、撮影等について、地域住民の合意形成がなされるような必要な最善の措置を取るよう努めるものとします。当団体は、かかる合意形成のための措置に関して、依頼者に助言を行うことがあり、依頼者はかかる助言に基づき必要な措置を取るよう努めるものとします。
- ・依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等から必要な許諾を事前に得るものとします。
- ・依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の地域住民等の迷惑となる行為を行う必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
- ・依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、合理的に必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。
- ・依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者の指示を遵守するものとします。
- ・依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。

5.第三者との関係

- ・依頼者は、当団体が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
- ・依頼者は、当団体が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。依頼者がかかる関係者等との間でトラブル・紛争が発生した場合でも、当団体は一切の責任を負わないものとします。

6.計画

- ・依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他ロケ支援に必要な情報及び資料を、当団体の求めに応じて事前に当団体に提出するものとします。
- ・依頼者は、当団体に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当団体に通知するものとします。

7.原状回復等

- ・依頼者は、撮影等が終了した後、撮影に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。

8.ロケ支援の実行

- ・当団体は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- ・具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と当団体は必要な事項について誠実に協議するものとします。

9.損害賠償

- ・依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当団体に対していかなる請求等をしないものとします。
- ・依頼者によって当団体に損害が生じた場合、依頼者は、当団体に対しかかる損害を賠償するものとします。

10.免責

- ・当団体は、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- ・依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当団体は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。
- ・依頼者は、ロケ支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当団体は、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- ・当団体は、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、ロケ支援を実行できないことがあります。当団体は、依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。
- ・依頼者が、当団体のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は当団体の要請に応じない場合には、当団体は、当団体がロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- ・当団体は、当団体が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

11.広報

- ・依頼者は、可能な範囲で最大限、施設側の広報に協力するものとします。
- ・当団体は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトの紹介、独自ポスターの作成その他の方法で当団体の広報に用いることがあります。

12.要請事項

- ・当団体は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。依頼者がかかる要請に応じない場合には、当団体は依頼されたロケ支援を実行しないことがあります。
 - a.当団体による撮影等現場の撮影(出演者が映りこまないものに限る)を許可すること。
 - b.当団体に撮影等の成果物を提出すること。
 - c.作品に当団体のクレジットを入れること。
 - d.地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること。

墨田区内撮影一覧

1. 作品名

--

2. 撮影希望

日時 ※区立公園利用の場合、1日最大3時間程度の占有を想定しています ※区立公園利用の場合、予備日は雨天等天候不良時のみ利用できます	場所	使用機材 ※カメラ機材、照明機材、クレーン、レール等の種類・個数をご記入ください ※区立公園の場合、クレーン、レールの持ち込みは禁止です	ロケ隊の人数	車両台数	撮影シーン概要
令和 年 月 日() 時 分～ 時 分 予備日 令和 年 月 日() 時 分～ 時 分			総勢 約 人 ・スタッフ約 人 ・演者約 人 ・エキストラ約 人	合計 台 ・大型2t以上 台 ・ロケバス 台 ・バン(ハイエース程度) 台 ・乗用車 台	
令和 年 月 日() 時 分～ 時 分 予備日 令和 年 月 日() 時 分～ 時 分			総勢 約 人 ・スタッフ約 人 ・演者約 人 ・エキストラ約 人	合計 台 ・大型3t以上 台 ・ロケバス 台 ・バン(ハイエース程度) 台 ・乗用車 台	
令和 年 月 日() 時 分～ 時 分 予備日 令和 年 月 日() 時 分～ 時 分			総勢 約 人 ・スタッフ約 人 ・演者約 人 ・エキストラ約 人	合計 台 ・大型4t以上 台 ・ロケバス 台 ・バン(ハイエース程度) 台 ・乗用車 台	
令和 年 月 日() 時 分～ 時 分 予備日 令和 年 月 日() 時 分～ 時 分			総勢 約 人 ・スタッフ約 人 ・演者約 人 ・エキストラ約 人	合計 台 ・大型5t以上 台 ・ロケバス 台 ・バン(ハイエース程度) 台 ・乗用車 台	
令和 年 月 日() 時 分～ 時 分 予備日 令和 年 月 日() 時 分～ 時 分			総勢 約 人 ・スタッフ約 人 ・演者約 人 ・エキストラ約 人	合計 台 ・大型6t以上 台 ・ロケバス 台 ・バン(ハイエース程度) 台 ・乗用車 台	

【特記事項】